

令和4年度 第15回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

| | |
|---|--|
| 日 時 | 令和5年2月14日（火）13時30分～14時31分 |
| 開催場所 | 横浜市役所18階 みなと4・5会議室 |
| 出席委員 | 奥委員（会長）、上野委員、片谷委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員 |
| 欠席委員 | 菊本委員（副会長）、押田委員、五嶋委員、酒井委員、中西委員 |
| 開催形態 | 公開（傍聴者 4人） |
| 議 題 | 1 三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書について |
| 決定事項 | 令和4年度第14回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する |
| <p>議事</p> <p>1 令和4年度第14回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書について</p> <p>ア 補足資料について事業者が説明した。</p> <p>イ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございました。 それではただいまの説明について、御質問、御意見がありましたら委員の方からお願いしたいと思います。挙手をしていただければ私の方で指名させていただきます。いかがでしょうか。特に前回、質問していただいた委員の方、いかがですか。はい、藤井委員どうぞお願いします。</p> <p>【藤井委員】 はい、よろしくお願いします。 （補足資料）2番の前回会長の方から御質問があった部分です。その（補足資料2ページ）保全を計画している既存緑地ですが、すいません、私、現地視察に行けていないのでネットとかで見えていたのですが、この北側には確かに木が生えているのですが、南側のこの保全を計画している既存緑地であるとか、西側のこの緑地のところにはほとんど木がないのですよね。ちょっとしたそういう雑草が生えているところを保全するということなのですか。特に、どういう緑地がここにあるという想定をしているのか教えていただければと思うのです。</p> <p>【奥会長】 はい、お願いします。</p> <p>【事業者】 当初の緑地よりは確かに減っているかなと思うのですが、現存、植栽されている樹木に関しては保全する計画です。不足する場合にはです、追加をさせていただきたいと思います。</p> <p>【藤井委員】 はい、すいません、私の質問としては、ここの赤で斜線を引いてある網掛けをしている部分が現在の既存緑地だということで、これを保全することなのですが、衛星写真とかストリートビューとかそういうもので見ても、特に木がないのですよね。その南側の駐車場と書いているところなどは特になにもないところで、どういうものを既存緑地としているのかを教えていただければと思うのです。</p> | |

- 【奥会長】 はい、いかがですか。緑地なるものを構成している樹種、樹木の種類等がお分かりになればということだと思います。量的な部分だけじゃなくて、質的にどのような緑地を保全しようとしているのかということだと思います。
- 【事業者】 植栽された緑地については、マテバシイとかカイヅカイブキとかの植栽がされております。
(配慮書 11 ページ) a 地点というのは、言われるように北側の部分の植栽、現在の植栽の部分になります。これについては保全をする計画です。c 地点についても一部なのですが植栽が残っているので、そこら辺については保全をする計画です。これは下側の部分、南の部分です。
- 【藤井委員】 b 地点が南側ですか。
- 【事業者】 道路から見たところの b 地点は、東になります。上が北ですね。
- 【藤井委員】 北東側のサイドということですよ。それでいうと、特にここの既存緑地の配置図とオーバーラップしてないところの話なので、特にあれこれ言う話ではないかもしれないのですが、既存緑地についての質問に対して、ここが既存緑地でここを保全しますという配置の答えになってないような気がしたので、御質問させていただきました。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。
- 【事業者】 一応、a 地点の写真の右側が最北になるということですね、あの斜線の部分でいうと。今ちょっと写真が分かりにくいかもしれませんが、この部分です。
- 【藤井委員】 はい。北側のそこは衛星写真で見ても、多分、マテバシイだと思うのですが、常緑樹がかなり繁茂している、植栽されているので、そこは残すということなのだろうなというのは分かったのです。それ以外の西側も南側もほとんど木がない状態で、この回答としてこれがいいのかどうかという話ですね。残すものに対して異議を申しているのではなくて、この回答がこれでいいのでしょうかということなのです。
- 【事業者】 確かに一部植栽がなくなっている部分があるので、現在残っている部分については残すというような考えで記載させていただきました。不足部分については植栽をする必要があると思います。
- 【藤井委員】 はい、分かりました。この網掛け部分の中にある木を残すということですね。
- 【事業者】 そうです。
- 【藤井委員】 はい、分かりました。私から以上です。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。確かに、これで現実に照らして正確に情報が伝わるかということ、ちょっと足りない部分もあるかと思いますが、今、御回答いただいたとおりだということですね。どうもありがとうございます。よろしいですか、藤井委員。
- 【藤井委員】 はい、ありがとうございます。
- 【奥会長】 はい、それでは藤倉委員、その後、田中修三委員でお願いいたします。
- 【藤倉委員】 いろいろな御質問に対する回答ありがとうございました。前回欠席したので別途質問を出ささせていただいて、回答させていただきました。まず、脱水ケーキについては了解しました。それから全体的な廃棄物の処理計画などですが、これは回答として伺ったのですけれど、日搬入量が

かなり増えるのですが、それをもとにいろいろ設計をされているということも分かりました。それから排ガスについては、今ちょっと出ないということで、まあ仕方がないかなと思います。あと、土壤汚染は承継をしたところなので、これからということで承知しました。

それで、今日確認したいのは、いろいろな点の漏えい対策です。タンクの諸元について伺いまして、タンクそのものは、もちろん他でも使われているようにしっかりしたものを作られるのだらうというふうに思いますが、例えば、配慮書の7ページに配置図がありますけれど、タンクを置かれるところは敷地の南側でしょうか。その漏えい対策として、例えばそのタンクを置く場所の底面がどうなっているのかとか、地面に対してどのぐらいの高さに置いてどのような浸水対策をするのか。

それから次に、今日の回答の5番で廃棄物の種類ごとの保管量、6番で保管対策などについて伺っていて、同じ図面で結構なのですけれど、受入棟のところに受け入れピットがあるわけですね。私の方から（資料共有画面に）書くと多分こういうところだと思うのですが、この受け入れピットがどういう材質でどういう高さにあるのか。（配慮書9ページの）AA断面がここを通っていないので、ちょっと分かりにくいのです。

それからドラム缶などが実際にどの辺りに置かれて、底面はコンクリートとあるのですけれど、高さとしてはどうなのかといった辺りがもう少し、漏えい対策あるいは地震や浸水対策として明確になると良いなと思っております。というのは、この配慮書の102ページとか104ページの辺りに、配慮事項及び配慮の内容ということで火災、爆発の発生の予防であるとか、102ページにはここで受け入れる廃棄物の話、あるいは受け入れピットの話、それから更なる浸水対策としてという表現が最後の段落にあると思うのですが、機械関係は高さ0.8メートル以上に設置するというふうにあるのですけれど、廃棄物のドラム缶などがどう設置されるのかが配慮事項の内容としてよく分からない。それから次の104ページ、2ページ後ですね。地下浸透防止対策とあって、廃棄物保管場所の床はコンクリート構造なのですが、地下浸透禁止物質の保管場所は樹脂コーティング、ステンレス製板などを設置するということなのですが、そうすると地下浸透禁止物質が入ったドラム缶などはどこにどう置いて、このコーティングはどこにされているのかという辺りが具体的にまだ分からないので、質問したフェイルセーフ対策としてどうなっているかも含めて、もう少し廃棄物の種類とか性質別に、漏えい対策、地震対策、浸水対策としてどういう保管をするのかということが明らかになると嬉しいと思います。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今の御指摘はですね、判定届出書が出てくる段階ではそこは明確にさせていただきたいということでよろしいですか、藤倉委員。

【藤倉委員】 はい、それでも結構ですが、今、お答えいただけることがあれば。

【奥会長】 そうですね、現時点でお答えいただけることがあればお願いいたします。

【事業者】 まず、タンク類についてはなのですが、タンク類については防液堤又は防油堤を設ける予定です。これについては多分、機械の浸水対策と一緒に0.8メートルという高さを超える高さに設置する予定です。なの

で、浸水対策に対応できるような形をとる予定です。まだ、どこに何を置くかということの詳細は決めてはおりませんし、行政ともそこら辺の打ち合わせはまだ行ってないので明確な数量等は出せませんが、前処理棟内、受入棟内にドラム缶の置き場は設置します。その地下浸透禁止物質についてはステンレスの板だったり、コーティングだったりして、地下への浸透を防止する対応をする予定です。高さについては今のところ地面の高さ、G Lの高さを考えておまして、建物については止水板等にて浸水対策をしようというふうに考えております。

ピットについては今のところ、G Lから掘ってコンクリート造りのピットにする予定です。こちらも浸水対策については、建物で止水板等を設置することによって浸水を防ぐ予定にしております。

【奥会長】 はい、よろしいですか。

【事業者】 そうですね、ピットの深さは、4から5メートルというところだと思います。

【奥会長】 はい、藤倉委員いかがですか。

【藤倉委員】 ピットだけ確認ですが、4から5メートル、G Lから掘り下げるわけですね。

【事業者】 掘り下げます。

【藤倉委員】 ピットには何を入れる予定なのですか。

【事業者】 固形廃棄物です。プラスチックとか、紙くず、木くずです。

【藤倉委員】 要するに、地震や浸水あるいは普通の風水害だとして、水が入ってピットが漏れているかどうかは、掘り下げたピットだと確認がしにくい構造になると理解していいですか。プラぐらいであれば有機物の汚れぐらいだろうと思いますけれども、何かが入っていて、そのピットに水が入ったら下に浸み出しているかもしれないあたりは、どう管理というか監視されるのでしょうか。

【事業者】 今のところ固形物以外のものを入れる計画ではないので、そこまでは今のところは考えておりませんが、必要であるならば、何か漏えい対策に必要な物の設置を検討いたします。

【藤倉委員】 はい。少なくとも配慮をするべき事項として、固形物しか入れないような管理をいかにするかであるとか、粉状、液状のもの、泥状のものを当然入れず、固形物だけであるということを担保して、何か万が一のことがあっても周辺環境には漏えいしない二重、三重の対策を講じるという姿勢を見せていただくと良いのではないかなと思います。とりあえず以上で結構です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 はい、それでは田中修三委員お願いいたします。

【田中修三委員】 はい、私の方からは、まず洗煙排水中のダイオキシン類についての回答をいただいたのですが、他の焼却工場の排ガス処理水の実績データを判定届出の時に出示していただけるということなのですが、この場所は同じところですか。横浜市の公共下水道にやっぱりこの場合も放流しているのでしょうか。

【事業者】 そうですね。同じパターンのものがいいと思ひまして、現横浜工場の排水のデータを提出する予定です。

- 【田中修三委員】 同じ市内の横浜市内の公共下水道に放流すると。
- 【事業者】 そうですね。
- 【田中修三委員】 そうですか。はい、分かりました。
ちょっと今日お聞きしたいのですが、総量規制との関係で、特に関係するとしたら窒素が関係するかもしれないなと思ってはいるのですが、その辺のところも横浜市と相談しながら進めるという前回御回答がございましたが、それはそのようにしっかりお願いしたいと思います。
- 【事業者】 承知いたしました。
- 【田中修三委員】 既存の他の焼却工場から云々という、こちらはどのようなのですかね、総量規制関係で何か引かかるようなことはないのですかね。
- 【事業者】 ないと認識しております。
- 【田中修三委員】 そうですか。はい、分かりました。今回も多分大丈夫だと思うのですが、一応、御確認をお願いしたいと思います。
- 【事業者】 承知いたしました。
- 【田中修三委員】 それから、土壤汚染の方も御回答いただいておりますが、汚染土壤の調査をして、汚染が明らかになった場合には掘削除去をやるということで、それでいいかと思うのですが、この場合は金属加工場ということでほう素を使っていたということですので、ほう素による汚染はもちろん考えられるのですけれども、それ以外の有害物質の汚染も考えられますので、お含みおきいただきたいと思います。先ほどのダイオキシンの関係と、それからこの土壤汚染の関係は、これは判定届出書の中にもある程度明記して出していただけるというふうに考えてよろしいでしょうか。
- 【奥会長】 はい、どうでしょうか。
- 【事業者】 もう一度お願いできますか、ちょっと途切れたようです。
- 【田中修三委員】 そうですか。今回の対応ですね、対応はこれでいいと思うのですが、ダイオキシン関係、土壤汚染関係ですね、あの掘削除去するという。こういったことは、判定届出書の書類の中にも記載していただけるということよろしいでしょうか。
- 【事業者】 はい。
- 【田中修三委員】 はい、分かりました。私の方は以上です。
- 【事業者】 結果を出すということですか。
- 【田中修三委員】 いや、結果じゃなくてどういう対応をとるかということですね。
- 【事業者】 はい、承知いたしました。
- 【奥会長】 はい、大丈夫ですね。はい、ありがとうございます。それでは宮澤委員、どうぞお願いします。
- 【宮澤委員】 処理品目のことなのですが、先ほどの藤倉委員の質問と関連するのかなと思いますけれど、18 ページですね配慮書の、そこに処理品目が挙がっていて、汚泥とか廃油とか廃酸とか廃アルカリとあるのです。これはそういう種類だなどということは分かるのですけれど、既存の工場もあるわけなので、具体的にその廃酸だったらどういうものなのかとか、そういうことを確認しないで、これは藤倉委員に特にちょっと伺いたいのですけれど、先ほどの廃棄物の処理の安全確保というところで判断が可能なのでしょうか。そういうところはいらぬのですか。素人目からする

と、具体的に現工場でこういうものを扱っていて、こういう管理をしているとか、あるいはこういう危険物扱っていますと。だから、本工場でもこういう計画なのだ、だからどうしたのだとか、そういうような段取りの質問になるのではないかなと思うのです。もう、この種類だけでも十分に専門的な先生方はお分かりになるということでもよろしいのか、ちょっと教えてください。

【奥会長】 はい。今のは藤倉委員に対しての御質問ということですか。

【宮澤委員】 はい、まずそこから。

【奥会長】 これ以上の情報は、必要ないかということですかね。

【藤倉委員】 実際には事業者さんは、契約を取れたら様々なタイプの廃棄物を現実には受け入れていらっしゃるって、それがどういうものかは、ある種営業上の情報にもなるのだらうと思いますので、あまり細かいことは出ないのだらうなと思います。もっと言うと、例えば廃酸や廃アルカリには、例えば水銀とかカドミウムとか入っているかもしれないものも、こちらの会社は多分受け入れるのですよ。それを全部分析して、これは受け入れるとか、これは幾らでとか、多分そういうことを全部やられた上で、その廃棄物の種類ごとにこれは燃やすのかとか、これは1回絞るのかとか、多分そういう判断をされていくのです。業者さんによってはかなり同じものを受け入れられるところと、こちらのように少量多品種をやられるところとあるので、少量多品種をやられているところだという前提で、多分いろいろあるのだらうなと思いながら、私は質問などをしているところですよ。

【宮澤委員】 すいません、先生はそういう御理解なのでしょうけれども、この工場のことを私もよく知らないのですが、ただ種類だけ明らかにされたとしても、現工場で扱っているものは、かなり傾向的には出ているだろうと思うのですね。だからそういうものは、今、例えば、廃油に関してはこういうものは現工場では扱っているとか、そういうような確認はなくていいのかなというのが、非常に私の素朴な疑問だったわけです。それによって、それなりの管理の方法も多少変わるのかなと思ったりしたものですから、すいません、委員への質問ですけれども、そういうことでいたしました。だから事業者の方にはですね、ここの処理品目のところの種類は分かるのだけれど、少なくとも現工場に替わるわけですから、現工場で扱っているのは主にこういうものですか、そういう表記はしてもらえないだろうか。だから、次の段階だったら判定届出のところなのでしょうけれども、それまでに主にこういうことを今までやってきたし、今後は多少増えるかもしれないと、そういうことでも構わないのだけれども表記してもらえたらと思います。もう1つよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【宮澤委員】 これは私がちょっと確認して分からないのですが、補足説明の9のところ、判定届出の段階で提出というふうになっております。判定届出というのは、フローを拝見しますと、この後ですね、今は意見聴取の段階ですね、審査会に。そして、市長意見書が出ると、その後判定届出段階になるのですが、ここではですね、審査会のところで審議というのがあるのですが、意見聴取ではなくて諮問になっているのですね。どうも手続き的にはちょっと違うような気がしまして、受け取れま

して、こういう今回のような議論ができるのでしょうか。新しい情報が入った段階で、この諮問手続きではどういうふうになるか、ちょっと事務局の方で教えてくれればと思います。

【奥会長】 はい、では判定届出書段階でのこういったことが審議できるか。どうしますかね。

【事務局】 どうしますかね。

【奥会長】 これは、この後にやりますかね。事業者の方とのやりとりを今は先にさせていただいて、それが終わってから手続きについてはまた詳細を。

【事務局】 そうですね。

【宮澤委員】 申し訳ありません。なぜそういうふうに伺うかという、かなり重要な御回答が後回しになっているような気がしたものですから、そのときにそうした重要な情報を前提にした、きちんとした審査ができるのかどうかというのが気になったものですからお尋ねしました。

【奥会長】 はい。判定届出書の手続きは、宮澤委員が委員になられてからは、それにかかった案件はなかったですか。

【宮澤委員】 すいません、あったかもしれませんが、きちんと覚えてないので、そのところを補足で説明していただければと。

【奥会長】 具体的な、その著しい影響があるかないかの判断をすることになりますので、定量的な情報も必要なものを全部示していただいて、それを基にフルアセスに行くのか、もう判定届出書で終了かという判断をすることになります。

【宮澤委員】 それは分かるのです。ある程度十分な時間が取れるのかということなのです。今まで基本的に時間が限られていて、この日数の中でやらなくてはいけないというところで、決められたかなり制限された時間でやるが多かったような気がするので、この判定段階でどれくらい時間を考えているのかというのを、それでは後でお願いします。

【奥会長】 はい、分かりました。時間については、必要な審議はしっかりとさせていただくというスタンスで臨ませていただきたいと思いますので、その点は御心配が無用かと思えます。それでは他の委員の方からもいかがですか。事業者の方からの回答、もしくはそれ以外の点でも何かお気づきの点がありましたら、出していただければと思いますが。

【事業者】 では、今、宮澤先生からの御質問の最初にあったところで、藤倉先生の方でも補足説明いただいたわけですが、一応我々のこの廃棄物分類でいう例えば汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油、廃プラ等々分類されていますが、廃棄物としてはですね、いろいろな廃油の中でも種類としてはいろいろな種類が出てくるという状況です。それで、各工場に分析室が、藤倉先生からもお話ありましたように、分析室がありまして、新しい案件については全てサンプル分析を行って、こういった性質のものかというものをチェックして、それからお見積りを出して、回収をするという流れにはなっております。タンクの方は廃液タンク、廃油タンクがありますけれども、そこには基本的にその分析値を基に、なるべくいろいろな廃棄物が混在しないような形で、また、容器についてもですね、A社B社C社みんな一緒にここに入れるということのないような形で取り扱いをしている状況です。なので、ある程度入る前の情報としては、社内の分析値というところ、又はお客様からの情報によって判断しているというところがございます。

【奥会長】 はい、御回答ありがとうございます。宮澤委員いかがですか。

【宮澤委員】 はい、ありがとうございます。御丁寧に回答していただいて、丁寧な処理をされているとよく分かりました。ただですね、配慮書の18ページのところの一覧表を見た時に私が感じましたのは、このような種類の抽象的な記載の仕方、これに加えて、主にこういうものを現工場で扱ってきたとかですね、例えば品目を2、3目とかですね、品目でいいのか化学物質そのものの表記か僕はちょっと分かりませんが、そうしたことを明らかにすることもある意味、情報の開示というのかな、判断の材料としては必要なのではないかというのが、私が求めた意味でございます。

【事業者】 失礼しました。ありがとうございます。

【宮澤委員】 丁寧に対応されていることはよく分かりました。

【事業者】 ありがとうございます。

【宮澤委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 それでは、片谷委員お願いします。

【片谷委員】 はい、今の件について、ちょっと私もコメントなのですが、宮澤委員がおっしゃることは、趣旨はよく理解できるのですが、私の経験上、やはりこの種の事業をやってらっしゃる企業は、どこかの廃棄物を排出する企業等の事業者と専属契約で常に同じものを受け入れているわけではないので、要するに契約ごとに違うものを受け入れてそれを処理されているということなので、主にこういうものということに記載するのは極めて難しいというか、私は実質的に不可能だろうと思っております。ですから、今画面に出していただいているような（配慮書18ページの）表のような表記にならざるを得ないというのが、私が今まで関わったいろいろなアセス関連のところで見てきたものから判断するとそういう話になります。これ以上の情報をこの配慮書段階で要求することは、配慮書段階よりもっと先に行っても難しいと思うのですが、ちょっと難しいなど。宮澤委員の懸念されることはよく理解はできるのですが、今の段階で将来どういうものを受け入れるかということは、あくまでもその依頼があつての話なので決められないというのが実態だろうと、私は理解をしております。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 はい、片谷委員のお話はよく分かります。将来的にはいろいろなことが可能性としてはあるのだろうと思います。ただ、現工場が稼働してきたわけで実績があるわけですから、もし絞れるのであれば、やはりある程度具体的な品目の開示というのはあってもいいのかなと考えたわけです。それがいろいろ多種だから難しいというのは、必ずしもその素直に受け止められなくて、主にこういうところはパイプの太い取引先もあれば細かい取引先もあるはずなので、そうすると主にはこういうものだろうというのはある程度出るのかなと僕は思ったわけです。それが難しいなら仕方がないですが、きちんと対応、管理してもらおうということですから矛を収めてもよろしいですが、ただこういう表で表示するのだったら、できなくもないのだろうというのが私の感想で、基本的にはできたらして欲しいと、それで以上でございます。これ以上の議論はいたしません。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは、他に御質問や御意見はございますでしょうか。大丈夫ですか。手は挙がってないようですね。それでは他にないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。事業者の皆様どうもありがとうございました。それでは御退出をお願いいたします。

ウ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。追加の御質問や御意見がございましたらお願いいたします。配慮書の段階では諮問答申という形ではなく、審査会の意見を聴くということになっておりますので、審査会の意見を聴いた上で、配慮市長意見書を作成するということになります。何か追加でございますか、よろしいでしょうか。他に追加でないようでしたら、事務局はこれまでの審議を踏まえまして、本件に関する配慮市長意見書の案を、次にこの議事が審議される審査会において提示をしていただくということでお願いいたします。

それでは、本件に関する審議はこれで終了となります。本日の審議内容については、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。以上をもって本日予定していた議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたしますが、それでよろしいですか。

【事務局】 先ほどの判定の話はよろしいですか。

【奥会長】 どうしますか。判定届出書の手続きについて確認しておきますかね、ここで。

【宮澤委員】 説明してくれるのではないのですか。待っていました。

【奥会長】 そうですか。すみません。では、説明をしていただきましょうか。資料があればよかったですのですが、どうぞ。

【事務局】 先ほど宮澤委員がお話しなさったように、この配慮書手続きは意見聴取ということ、判定届出に関しては審査会の方に諮問をさせていただくというところで間違いございません。今画面（配慮書の「計画段階配慮書の位置付けと手続きの流れ」）の方に出させていただいておりますが、諮問させていただいて、この後フルアセスに進む必要があるかどうかといったところを御審議いただきます。

そのときの判定の条件というのも規則で決めておりまして、まずはその環境影響を受けやすいと認められる施設が周辺に存在しているかどうか、それにかつ相当程度の影響を及ぼす恐れがあるかどうかといった条件が1つです。もう1つとしては、周辺に、法令、条例等により指定された対象が存在し、そこにかつ著しい影響を及ぼす恐れがあるかどうかという、その2点から審議をしていただきます。この審議をしていただくにあたっては、事業者の方からは、審議に使えるデータの方を、定量的に出していただくものについては定量的に出していただきます。今回のように廃棄物処理施設の場合ですと、通常は大気汚染、焼却ですので大気汚染の方が危惧されますので、よくあるのは大気汚染の最大着地濃度といった数値的なシミュレーションを踏まえた結果というのも提示がありまして、それを見ながら審議をしていただくという形になります。

また今回は藤倉先生をはじめ、いろいろ今日御審議いただいたデータの方についてもまとめさせていただきます。先生方に提示するよう

に、こちらの方から事業者の方に指導してまいります。

時間的なものに関しましては、配慮書というのは大抵は、審議2回程度でやっておりますが、判定につきましては先生の御質問に対してお答えいただくので、審議については十分な時間をとってやっていただくという形をとっております。今までも長いものであれば3回、4回、もっとといったのも過去がございます。そこは御審議の内容によって変わっていくところになるかと思っております。以上でございます。

【奥会長】 宮澤委員、いかがですか。

【宮澤委員】 はい。そうすると、今日の回答で判定届出の段階で、回答で気になった部分の資料は提出ということで、その内容によっては審議する時間も確保してもらえると、こういうふうに理解すればいいのですね。

【事務局】 はい、そのようになります。

【宮澤委員】 そういことですね。はい、分かりました。ありがとうございます。結構でございます。

【奥会長】 それでは、他にございませんか。よろしいでしょうか。

では、本日予定されていた議事全て終了ということにさせていただきます。事務局にお返しいたします。

【事務局】 それでは本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退室をお願いいたします。

(傍聴者退出)

資 料 ・三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書に関する補足資料 事業者資料